

海岸漂着物処理に係る財源の確保について

我が国の海岸における良好な景観及び環境を保全するため、平成21年7月に海岸漂着物処理推進法が施行され、都道府県をはじめとする海岸管理者が海岸漂着物の円滑な処理について必要な対策を講じることとされた。

また、同法第29条において、国は必要な財政上の措置を講じなければならないと規定されており、地域グリーンニューディール基金により平成21年度から23年度までの3カ年で約60億円の財源措置がなされた。

しかしながら、平成24年度以降は、グリーンニューディール基金事業の実施期間延長こそ措置されたものの、何ら追加の財源措置がなされていない。これにより、平成23年度までに基金事業を完了した自治体では、海岸管理者としての責務を全うするため一般財源で海岸漂着物の処理等に取り組まざるを得ない状況となっている。

このような状況を踏まえ、次の事項について強く要請する。

- 1 海岸漂着物は、当該海岸の存する区域のみならず他の都道府県、沿岸国等から流入するものもあることから、海岸漂着物処理推進法第29条に規定されているとおり、海岸漂着物処理等に係る費用について必要な財源措置を行うこと。
- 2 近年、医療廃棄物、ポリタンク等の危険物が漂着し、住民生活の安全の確保のために迅速な対応が必要となっていることから、財源措置にあたっては、柔軟かつ機動的な執行が可能な制度とすること。
- 3 海岸漂着物処理推進法は施行から3年後に検討を加えることとされているが、引き続き国による財源措置を法定化すること。

平成24年11月21日

中国地方知事会



鳥取県知事	平	井	伸	治
島根県知事	溝	口	善兵衛	
岡山県知事	伊原	木	隆	太
広島県知事	湯	崎	英	彦
山口県知事	山	本	繁	太郎